



市民協働道路等 維持補修事業



地域の皆様が主体となって
道路・小水路を直しませんか？



久慈市 建設部 道路河川維持課

1 事業の目的

(1) 事業化の経緯

近年の頻発化・激甚化する災害や全国的な新型コロナウイルスの蔓延、少子高齢化などの社会情勢の変化による市財政状況の悪化や市民ニーズの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

道路行政においても、これらの影響により道路・水路等の整備や維持管理が難しくなってきました。

このような状況の中、より効率的且つ効果的に道路環境の改善を推進するため事業化したものです。

(2) 事業の効果

これまで地域の課題でありながら、なかなか整備されてこなかった道路・水路等を、地域の皆さんの力と行政の力をあわせて「協働で」整備することで、地域の実情に合わせたきめ細やかな事業を推進していくことができます。

協働とは

この事業では、「協働」を「地域住民と久慈市とが、それぞれ自らの役割を自覚し、相互に特性を認識、尊重し合う対等の関係で、地域課題の解決のために取り組むこと」と定義しています。

地域住民と久慈市が共通の目的のためにそれぞれのよい所を活かし、協力することで、より良い効果をあげることができます。

(3) 地域のメリット

地域の道路・水路等が地域の実情に即したものとなることが期待できます。

また、協働に参加する地域の方々の絆が深まり、地域の力が増進することが期待できます。

(4) 久慈市のメリット

住民のニーズを取り入れ、効率的且つ効果的な道路・水路等の整備や維持管理を推進することが期待できます。

2 事業の概要

この事業は、地域住民が主体となり市道・水路等の小規模な整備や補修を行うことで、道路環境を改善するとともに、住民の絆を深め、地域活力を増進するものです。

(1) 事業の対象は？

- ・市道
- ・主要な生活道（通称赤線と呼ばれる道路など）
- ・位置指定道路
- ・みなし道路
- ・小水路（青線と呼ばれる水路など）

⇒市道の名前や久慈市が管理しているものか分からないときは担当までお問い合わせください。

(2) 何ができるの？

- ・道路の小規模な整備、補修（例：側溝の設置・補修、舗装など）
- ・水路の小規模な補修（例：素掘りの水路へ側溝の設置など）

(3) 役割分担は？

〈地域の皆さん〉

- ①整備または補修計画の立案
- ②協力業者の選定
- ③労務の提供
- ④地域が保有する原材料や建設機械の提供

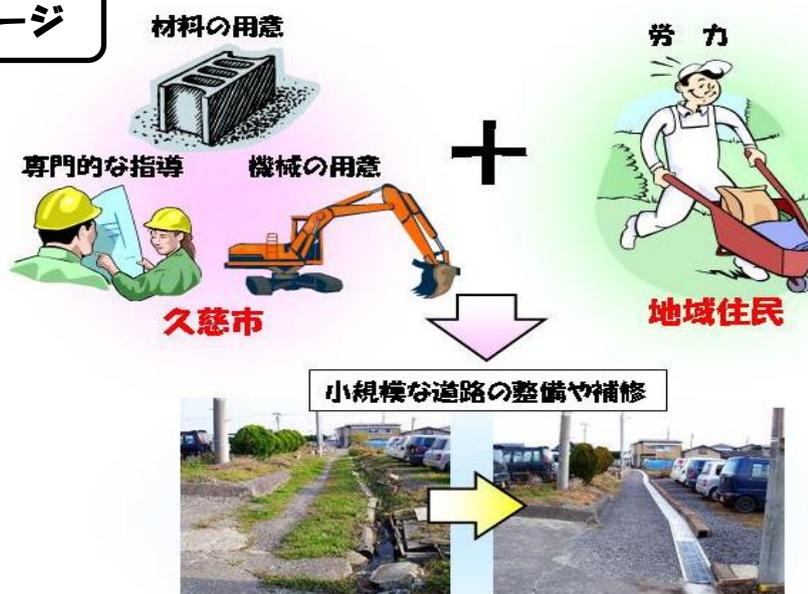
〈久慈市〉

- ①原材料の提供
- ②建設機械の提供
- ③工事の技術的な助言及び指導
- ④活動中の事故等に対する補償（「市民総合賠償保障保険」の範囲内とする）

(4) 補助の内容は？

- ・1団体につき50万円を上限に機械の借上費及び原材料費を補助します。

事業のイメージ



3 事業のスケジュール

担当 月	地域住民		久慈市
4月		事業実施のお知らせ	広報くじ(4/15号)及び市ホームページにも掲載します。
5月	実施団体の方に立会いをお願いします。		事業の申請 5月中旬 締切
6月		現地調査	
		実施箇所決定・協定書取り交わし	
7月		事業実施期間 (7月から3月末まで) <ul style="list-style-type: none"> ・協力業者の選定 ・資材の調達 ・作業日程の調整 など 	
8月			
9月			
10月	市と実施団体とで調整します。		
11月			
12月			
1月		自己評価と「事業完了届の提出」	
2月	完了届を提出していただく前に、事業を振り返り、事業の評価をしてください。		
3月			事業結果の公表 (HPIにて活動写真の公表)

4 提出が必要な書類

(1) 事業の申請

補修事業を行おうとする団体は、申請書を期日までに提出してください。

- ・ 市民協働道路維持補修事業認定申請書（様式第1号）

申請箇所が位置指定道路及びみなし道路または小水路の場合は、申請書と合わせて次の書類を提出してください。

- ・ 市民協働道路等維持補修事業権利者承諾書（様式第2号）
→位置指定道路及びみなし道路の場合に提出。
- ・ 市民協働道路維持補修事業承諾書（様式第3号）
→位置指定道路及びみなし道路または小水路の場合に提出。
- ・ 土地の所有者が確認できる全部事項証明書と公図
→位置指定道路及びみなし道路または小水路の場合に提出。

(2) 協定の締結

事業が採択された場合、実施団体と市で事業の実施期間やその他必要な事項を定めた協定書により、協定を締結します。

(3) 事業の変更等の申請

実施団体は、申請した内容を変更、中止、廃止しようとする場合、変更承認申請書を提出し、市の承認を得る必要があります。

- ・ 市民協働道路等維持補修事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）

(4) 完了の届出

実施団体は、事業が完了した場合は完了届を提出してください。

- ・ 市民協働道路等維持補修事業完了届（様式第7号）

※各様式は、以下の URL よりダウンロードできます。

https://www.city.kuji.iwate.jp/site1n/new_reiki/reiki_honbun/r239RG00000841.html

【問い合わせ】

久慈市建設部道路河川維持課

TEL : 52 - 2151